

# 織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念協賛事業・冠事業取扱要領

平成27年9月30日 決裁

## (趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市信長公450プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年に実施する周年事業（以下「周年事業」という。）の推進に寄与し、その気運を高めると認められる協賛事業及び冠事業の承認に際して、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛事業 法人又は団体（法人格を有さないものをいう。以下同じ。）が周年事業に賛同して実施する信長公と関連する事業
- (2) 冠事業 法人又は団体が実施する岐阜市のPRに資する事業

## (事業の名称)

第3条 協賛事業の名称には、「織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念 協賛事業」を付さなければならない。

2 冠事業の名称には、「織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念 冠事業」を付さなければならない。

## (対象事業)

第4条 協賛事業又は冠事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの周年期間内に行うもの
- (2) 広く一般の参加者を対象としているもの
- (3) 原則として、岐阜市内が開催場所であるもの

2 前項に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛事業又は冠事業として認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 特定の宗教又は政党の活動、宣伝等に関連するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会会長（以下「会長」という。）が不適当であると認めるもの

(承認の申請)

第5条 協賛事業又は冠事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法人又は団体であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が属するもの
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

2 申請者は、織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念協賛事業・冠事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 構成員が分かる書類（団体に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(事業の承認)

第6条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認の諾否を決定し、織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念協賛事業・冠事業の承認に関する通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による承認の決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(計画変更等の承認)

第7条 事業の承認を受けたものは、事業の計画を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、あらかじめ書面をもって会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(是正の措置等)

第8条 会長は、承認した事業が第4条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すことができる。

(事業完了の報告)

第9条 事業の承認を受けたものは、協賛事業又は冠事業が完了したときは、速やかに、事業実施の内容が分かる書類を添えて、織田信長公岐阜入城・岐阜命名450年記念協賛事業・冠事業実施報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。